

## 国別報告書の提出義務者及び作成範囲についてのご案内

2017年3月22日

2017年2月7日の国際租税調整に関する法律施行令の改正時、国外特殊関係人と取引のある内国法人などに国別報告書の提出義務を付与して、具体的な提出義務者、提出内容、提出方法、及び手続などに関連する規定が新設されました。同改正施行令に関連して国別報告書の提出義務者及び作成範囲を具体化する企画財政部告示第2017-5号が2017年3月21日に告示されましたので、主な事項を抜粋してお送りいたします。

### 1. 最終親会社が外国法人・非居住者である場合の国別報告書の提出義務者

2017年2月7日に改正された国際租税調整に関する法律施行令第21条の2第1項第2号口目によると、企画財政部長官が定めて告示する国外支配株主のある納税義務者は、国外支配株主が所在する国家の法令上、国別報告書の提出義務がない場合や国外支配株主が所在する国家と租税条約が締結されていない事由などによって国別報告書が交換されない場合、当該納税義務者に国別報告書の提出義務が付与されます。同施行令規定に関連する企画財政部告示は次のとおりです。

#### ① 提出義務者

国際租税調整に関する法律施行令第21条の2第1項第2号口目において、「企画財政部長官が定めて告示する国外支配株主のある納税義務者」とは、国外に最終親会社である支配株主(以下、「国外支配株主」)がある納税義務者であって、国外支配株主の直前課税年度の連結財務諸表上の売上高が次の各号の金額を超える多国籍企業グループの国内関係会社を意味します。

- Ⅰ. 国外支配株主が所在する国家の法令上、国別報告書の提出義務がある場合：当該法令が定めた基準金額
- Ⅱ. 国外支配株主が所在する国家の法令上、国別報告書の提出義務がない場合：7億5千万ユーロ

#### ② 国別報告書提出義務の免除

提出義務者が国際租税調整に関する法律施行令第21条の2第7項による提出期限までに『国別報告書提出義務者関連資料<sup>1</sup>』を提出する場合に限って、次の各項に該当する場合、国別報告書を提出しないことができます。

- Ⅰ. 同一の国外支配株主がある国内の他の納税義務者が代表して国別報告書を提出する場合
- Ⅱ. 多国籍企業グループの最上位連結財務諸表を作成する国外支配株主が、第三国に所在する子会社又は恒久的施設に所在地国に国別報告書を代理で提出させるようにし、代理提出された国別報告書が韓国と正常に交換される場合

<sup>1</sup> 別紙第8号の4書式。当該書式及び作成方法はappendix 1をご参考ください。

## 2. 最終親会社が内国法人・居住者である場合、国別報告書の提出義務者

2017年2月7日に改正された国際租税調整に関する法律施行令第21条の2第1項第2号イ目によると、企画財政部長官が定めて告示する納税義務者は、直前課税年度の連結財務諸表上の売上高が1兆ウォンを超える場合、国別報告書を提出しなければならない。このとき、企画財政部長官が定めて告示する納税義務者は、国内支配企業で最上位連結財務諸表を作成する者を意味します。

## 3. 国別報告書の作成範囲

2017年2月7日に改正された国際租税調整に関する法律施行令第21条の2第2項第3号によると、国別報告書とは納税義務者及び納税義務者と企画財政部令で定める特殊関係にある法人などに対して、国別の収益内訳、国別の税引前利益及び損失、国別の納付税額、国別の資本金、国別の主要事業活動を含む報告書を意味します。このとき、「企画財政部令で定める特殊関係にある法人など」とは、国別報告書提出義務者が属する多国籍企業グループの関係会社を意味するもので、これに関連する定義は次のとおりです。

- ① 国籍企業グループ：関係会社が二つ以上の異なる租税管轄地域で課税対象となる事業を行うグループ
- ② 関係会社：多国籍企業グループを構成する次の各目の個別企業など
  - イ. 多国籍企業グループの連結財務諸表に含まれる個別企業
  - ロ. 多国籍企業グループ内の支配企業に従属するが、規模や重要性を理由にイ目による連結財務諸表から除外された個別企業
  - ハ. イ目又はロ目による個別企業の恒久的施設で、別途の財務諸表を作成する場合、当該恒久的施設

## 4. 施行日

この告示は告示した日から施行され、施行日以後に最初に国別報告書を提出する分から適用されます。

-以上-

**国別報告書提出義務者関連資料**

(1 ページ)

**1. 提出者**

①法人名(商号)		②事業者登録番号
③所在地(住所)		④主業種(業種コード)
⑤代表者		⑥事業年度(課税期間)

**2. 国別報告書提出義務者**

⑦法人名(商号)		⑧事業者登録番号	
⑨国家名(国家コード)		⑩所在地国の納税者番号	
⑪所在地(住所)		⑫主業種(業種コード)	
⑬代表者		⑭事業年度(課税期間)	
⑮電子メールアドレス			
⑯直前年度の連結売上高	(通貨コード)	(金額)	

**⑰提出義務者の地位**

- 1. 最上位支配企業が内国法人である場合、その内国法人
- 2. 最上位支配企業が外国法人であって、所在国の法令上、国別報告書の作成義務がない場合、国内従属企業
- 3. 最上位支配企業が外国法人であって、所在国と租税条約が締結されていないなどの事由により、国別報告書が交換されない場合、国内従属企業
- 4. 最上位支配企業が外国法人である場合、その外国法人
- 5. 最上位支配企業が外国法人であって、上記 2.又は 3.の事由により従属企業が所在する他の国に国別報告書を提出する場合、その外国法人(外国代理親会社)

**3. 提出人と同一の連結財務諸表に属する納税義務者リスト**

⑱連番	⑲法人名(商号)	⑳事業者登録番号	(21)代表者	(22)所在地	(23)主業種(業種コード)	(23)事業年度(課税期間)

「国際租税調整に関する法律施行令」第 21 条の 2 第 7 項に従って、上記の通り国別報告書提出義務者に対する資料を提出します。

年 月 日

提出者

(署名又は印)

税務署長 御中

---

**作成方法**

---

※ この書式は、2016年1月1日以後に開始する課税年度分に対して国別報告書の提出義務のある納税義務者に関して「国際租税調整に関する法律施行令」第21条の2第2号で規定する国内支配企業及び企画財務部長官が告示する国外支配株主のある納税義務者が提出しなければなりません。ただし、同一の国別報告書提出義務者関連資料を提出する納税義務者が2人以上の場合、1人が代表して提出することができます。

1. ①～⑥：国別報告書提出義務者に関する資料を提出する納税義務者に関する事項を記載します。
  2. ⑦・⑨・⑪・⑬：国別報告書の提出義務者の法人名(商号)、国家、所在地などを韓国語又は英語で記載します。
  3. ⑧：国内の事業者登録番号がある場合にのみ、記載します。
  4. ⑨：国家コードは、国際標準化機構(ISO)が定める国別 ISO コード (ISO-3166 Alpha 2)に従って記載します。
  5. ⑩：国別報告書の提出義務者が所在地国家で付与された納税者番号がある場合、その納税者番号を記載します。
  6. ⑫：「統計法」第 22 条に従って、統計庁の長が告示する韓国標準産業分類による業種名と業種コードを記載します。
  7. ⑮：電子メールアドレスは、提出義務者が「国際租税調整に関する法律施行令」第 21 条の 2 第 5 項による情報通信網の使用のために ID とパスワードの発給を受ける電子メールアドレスを記載します。ただし、⑰欄に提出義務者の地位が 4 又は 5 の場合、記載しません。
  8. ⑯：直前年度の連結損益計算書上の売上高を通貨コード (ISO4217) とともに記載します。
  9. ⑲～(24)：提出人が国別報告書提出義務者関連資料を提出することにより、当該資料の提出義務が免除される納税義務者に対して作成します。
-